

(別紙2)

設置・設定作業条件書

1 作業スケジュール

『要求仕様書』別紙1「構成機器等の内訳」に掲げる全てのハードウェア（以下「端末パソコン等」という。）の設定・設置作業にあたっては、設置担当者があらかじめ作業スケジュールを作成し大分県総務部税務課税務電算班職員の承認を得ること。

2 標識（シール）作成・貼付

大分県総務部税務課が別途提示する情報に基づき、管理番号、IPアドレスを表記した標識（シール）を作成し端末等に貼付すること。（標識の形状、貼付箇所等については別途指示する。）

3 端末等の設定・設置作業内容

(1) 端末パソコンに関する事項

端末パソコンにWindows 11 Professional をインストールし、『要求仕様書』別紙1「構成機器等の内訳」の「2. ソフトウェア」に掲げるソフトウェアをインストールするとともに、税務課が別途準備する大分県指定のセキュリティ対策ソフトをインストールし、作業時点で最新のセキュリティパッチを適用し正常に動作することを確認すること。

また、『要求仕様書』別紙1「構成機器等の内訳」の「2. ソフトウェア」のうちMicrosoft Office 製品についてはLTSC ProfessionalPlus 2024 をインストールすること。

なお、ハードディスクの区画等の詳細設定については別途指示する。

(2) バックアップUSBの作成に関する事項

ア 上記(1)によりインストールした内容について、大分県総務部税務課税務電算班職員の検証を受け、当該内容の承認後に『要求仕様書』別紙1「構成機器等の内訳」の「2. ソフトウェア」に掲げるディスクイメージ作成ソフトウェア (DataclonigWizard) により、バックアップUSBを作成すること。

イ バックアップUSBの作成は正副2部作成すること。

(3) 設定・設置作業に関する事項

ア 上記(1)のイに掲げる設定等を行った後に作成したバックアップUSB（(2)のイで作成するもの。）を使用し、残りの端末パソコンについてインストール作業を実施し、『要求仕様書』「3 納入期限及び納入場所」(2)に掲げる納入先の場所に納入すること。

イ 富士通製基幹IAサーバ「PRIME QUEST 3400E2」（**今年度更新のため、更新している場合は更新後のもの**）との疎通確認を行い、税総合情報管理システム及び自動車税システムの正常起動を確認すること。

(4) 端末パソコン用プリンターに関する事項

ア 『要求仕様書』「3 納入期限及び納入場所」(2)に掲げる納入先の場所に使用可能な状態で設置すること。

イ 本契約で導入する端末パソコンに、プリンタードライバーソフトウェアの導入・設定作業を行うとともに、設定後に印刷出力等が正常に行われることを確認すること。

ウ 税総合システム及び自動車税システムからの印刷命令に対し、正常に印刷できることを確認すること。（単票のみで連帳は除く）

4 業務完了報告等

(1) 上記「3 端末パソコン等の設定・設置作業内容」の全ての作業が完了した後、端末パソコン、端末パソコン用プリンターについて、設置した納入物品の動作確認及び税総合システム及び自動車税システムの稼働確認を実施し、別紙「作業完了報告書」に立会職員の検収印を受領後大分県総務部税務課に提出すること。

(2) 上記「3 端末パソコン等の設定・設置作業内容」(2)の作業で作成したバックアップUSBによる端末環境の復元作業手順及び富士通製基幹IAサーバ「PRIME QUEST 3400E2」(今年度更新のため、更新している場合は更新後のもの)との通信環境等の設定手順を記載した書類(A4版、様式は任意)を作成し大分県総務部税務課に提出すること。

(3) 端末パソコンのオペレーティングシステムを再インストールする場合に必要なライセンスの認証方法及びアクティベーション方法を記載した書類(A4版、様式は任意)を作成し大分県総務部税務課に提出すること。

5 その他

ソフトウェアのインストールに使用する電磁的記録媒体は、大分県が定める「公用パソコン等の管理に関する要綱」に基づき事前に登録したものしか使用できないため、インストールの際は税務課が所有する外付けディスクドライブを使用すること。